

離婚届を提出される方へ

長崎市コールセンター〔あじさいコール〕 095-822-8888 (長崎市役所代表)

※内容は平成31年1月現在の代表的なものです。下記以外にも手続きが必要な場合があります。
 ※市民サービスコーナーでは、これらの手続きは行っておりません。

| ✓欄 | 手続き内容 | 対 象 | 手続き窓口 | 手続きに必要な物 |
|----|--|---------------------------|----------------------|---|
| | 離婚届 | 離婚される方 | 地域センター、事務所 | 離婚届書、戸籍謄本（長崎市に本籍がない場合及び新本籍を長崎市外にする場合）、 離婚届書に使用した印鑑、 届出人の身分証明書（運転免許証等） ※裁判による場合は、調停調書か和解調書か認諾調書の謄本、または審判書か判決書の謄本と確定証明書 |
| | 住民異動届 （住所や世帯構成等が変わった場合） | 住所や世帯構成等が変わった方 | 地域センター、 事務所、地区事務所 | 転出証明書（転入者のみ）、 届出人の身分証明書 ※代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です |
| | マイナンバーカード （個人番号カード）、 通知カード及び住民基本台帳カードの氏名・ 住所変更 （姓や住所が変わった場合） | カード所有者 | 地域センター、事務所 | マイナンバーカード、通知カード、 住基カードのうちお持ちのカードすべて ※ 暗証番号が必要な場合があります ※ 署名用電子証明書は、住所や氏名が変更になると失効しますので、ご注意ください。 ※ 通知カードについては、届出人の身分証明書、代理人が手続きをする場合は委任状が必要です |
| | 国民健康保険証の氏名・住所変更 （姓や住所が変わった場合） | 国民健康保険加入者 | 地域センター、 事務所、地区事務所 | 異動がある加入者全員分の被保険者証（新世帯にも国民健康保険加入者がいれば新旧両世帯分必要）、 届出人の印鑑、世帯主のマイナンバーカード又は通知カード |
| | 介護保険被保険者証等の氏名・住所変更 （姓や住所が変わった場合） | 介護保険被保険者 | 地域センター、 事務所、地区事務所 | 介護保険被保険者証 介護保険負担割合証等（お持ちの方のみ） |
| | 後期高齢者医療被保険者証の氏名・住所変更 （姓や住所が変わった場合） | 後期高齢者医療被保険加入者 | 地域センター、 事務所、地区事務所 | 被保険者証、限度額適用認定証等（お持ちのかたのみ）、 マイナンバーカードまたは通知カード |
| | 児童手当の消滅・認定請求（受給者変更）、 氏名変更 | 受給者または新たに児童を監護することになった保護者 | 地域センター 事務所、地区事務所 | 子育て支援課（☎829-1270）へお尋ねください ※児童手当は離婚日から15日以内に届出が必要です |
| | 子ども福祉医療受給資格認定申請又は変更届 | 受給者 | | |

(つづき)

| ✓欄 | 手続き内容 | 対 象 | 手続き窓口 | 手続きに必要な物 |
|----|--|------------------------|---|---|
| | ひとり親家庭福祉医療受給資格認定申請 | ひとり親家庭等 該当者 | 地域センター | 子育て支援課（☎829-1270）へ お尋ねください |
| | 児童扶養手当の認定請求 | | | |
| | 特別児童扶養手当の資格喪失届・認定請求（受給者変更） | 受給者 | | |
| | 保育所及び認定こども園入所児童の保護者変更 | 保育所及び認定こども園入所児童の保護者 | 地域センター | 戸籍謄本（離婚日、親権者のわかるもの）の写し |
| | 幼稚園入園児童の保護者変更 | 幼稚園入園児童の保護者 | 各幼稚園 | 各幼稚園へお尋ねください |
| | 障害者手帳の氏名・住所変更 | 障害者 | 地域センター、事務所 | 手帳、手帳所持者の印鑑 マイナンバーカードまたは通知カード |
| | 福祉医療受給者証の氏名・住所変更 | 障害者、障害児のうち該当者 | | 障害福祉課（☎829-1141）へお尋ねください |
| | 障害福祉サービス・通所受給者証・地域生活支援事業受給者証の氏名・住所変更 | 障害者、障害児のうち該当者（難病のかた含む） | 地域センター、事務所 | 障害福祉課（☎829-1141）へお尋ねください |
| | 上下水道の名義変更 | 上下水道使用者（使用者名義が変わるかた） | 上下水道局料金サービス課 料金受付センター（☎829-1207）、各上下水道事務所 | [口座振替申込を行う場合] 預金通帳、金融機関への届出印 |
| | 生活保護の変更申請 | 生活保護受給者 | 生活福祉1・2課（別館3階）、東・南・北総合事務所地域福祉課 | 生活福祉1・2課（☎829-1144）へお尋ねください |
| | 市営住宅同居者異動届（入居名義人が転居された場合は入居承継承認申請書が必要） | 市営住宅居住者 | 長崎市営住宅指定管理者（桜町第2別館1階）、一部の地域センター（香焼・伊王島・高島・野母崎・外海・三和・琴海）事務所（池島・黒崎のみ） | 転居された方の住民票（本籍・続柄記載のあるもの） 入居承継承認申請書の場合は、指定管理者または一部の地域センター（香焼・伊王島・高島・野母崎・外海・三和・琴海）へお尋ねください |
| | パスポート（旅券）の変更手続き | 「姓」あるいは「本籍地の都道府県」が変わる方 | 消費者センター（築町3-18メルカつきまち4階） | 消費者センター（パスポート担当☎829-1550）へお尋ねください |

【注意】本人通知制度に登録されている方は、登録事項(住所・氏名・連絡先など)に変更があったときは届出が必要です。

編集：長崎市中央地域センター